

平成21年度 国民年金保険料 納入額早見表（現金納付・口座振替比較）

平成21年度	1ヶ月分		6ヶ月分		1年度分	
	保険料額	割引額	保険料額	割引額	保険料額	割引額
毎月納付（納付書による現金納付および翌月末振替の口座振替）	14,660円	—	87,960円	—	175,920円	—
毎月振替【早割】 （当月末振替の口座振替）	14,610円	50円	87,660円	300円	175,320円	600円
6ヶ月前納（現金納付）	—	—	87,250円	710円	174,500円	1,420円
6ヶ月前納（口座振替）	—	—	86,960円	1,000円	173,920円	2,000円
1年前納（現金納付）	—	—	—	—	172,800円	3,120円
1年前納（口座振替）	—	—	—	—	172,230円	3,690円

※一部納付（一部免除）されている方は「毎月納付（翌月末振替）」のみのご利用となります。

国民年金保険料のお得な納め方 「前納制度」をご利用ください

国民年金には、一定期間の保険料を前払いすると割引になる「前納制度」があります。国民年金保険料を納めるためには、納付書に現金を添えて納める方法と口座振替による方法があります。前納した人が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料をお返しします。

◆納付書で納める場合

専用の納付書が必要です。4月に社会保険庁から納付書が送られてきます。

◆口座振替で納める場合

口座振替で前納する場合は、納付書で前納するよりも割引額が大きくなります。ただし、口座振替では事前の申込みが必要です。

◆4月から国民年金保険料額が変ります

4月から、国民年金保険料額は月額1万4660円になります。

平成16年度の年金制度改正では、少子高齢化によって保険料が際限なく上昇することがないよう、計画的に保険料を引き上げ、平成29年度から保険料を固定し、その範囲内で年金の給付をまかなうこととしました。

問合せ ● 国民年金電話センター ☎048・831・1851、● 市国保年金課・内線3225

子育て家庭を応援します

◆「子育てひろば」開設記念講演会

21年4月に「子育てひろば」の開設およびファミリー・サポート・センターの移転にともなう記念事業として行います。※託児の用意もありますが、人数に限りがありますのでご了承ください。

日時 3月28日（土）午前10時から
場所 「子育てひろば」市民センター（鳩ヶ谷駅）地下1階
テーマ 「子育て中のあなたへのメッセージ」
講師 田熊喜代巳氏（臨床心理士）
問合せ 子育て支援課・内線3921～3923

◆パパ・ママ応援ショップin西武園ゆうえんち

「パパ・ママ応援ショップ」をご存じですか？これは、中学生までのお子さんまたは妊娠中の方がいらっしゃるご家庭に配布される「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を協賛店舗で提示いただくと、割引などのサービスが受けられます。

「西武園ゆうえんち」では、パパ・ママ応援ショップが集まり出店するイベントが開かれます。この日限りのお得なサービスもありますので、優待カードを持ってぜひお越しください。

日時 3月20日（金）～22日（日）
場所 西武園ゆうえんち（所沢市山口2964）
内容 パパ・ママ応援ショップ出店、それいけ！アンパンマンショーなど
費用 入園料が必要です。当日は、パパ・ママ応援ショップ優待カード提示で、大人（中学生以上）通常1000円、子ども500円をそれぞれ半額（500円、250円）に割引。ワンデーフリーチケットも割引あり。

問合せ JTB首都圏大宮支店 ☎048-649-5255、西武園ゆうえんち（<http://www.seibu-group.co.jp/rec/yuenchi/index.html>）
※優待カードの配布については、子育て支援課・内線3921～3923

「出産育児一時金の受取代理制度」をご利用ください

国民健康保険に加入している方が出産をしたとき、38万円（医療機関等が産科医療補償制度未加入の場合は35万円）の出産育児一時金が支給されます。

この「出産育児一時金の受取代理制度」を利用すると、38万円を上限として、国民健康保険から医療機関等に出生育児一時金が直接支払われます。

これにより、医療機関等の窓口での支払いは、出産育児一時金を超える分のみになります。（38万円未満の場合は、差額分を国民健康保険から世帯主に支給します）

申請手続 ①国保年金課窓口で「出産育児一時金受取代理の申請書」の交付を受けてください。
②申請書の「受取代理人の欄」を医療機関等に記入していただくさい。

③国民健康保険被保険者証、申請書、出産予定日が確認できる証明書類および認印をご持参のうえ、国保年金課窓口へ申請してください。（申請は出産予定日の1ヶ月前から受け付けます）

問合せ 国保年金課・内線3223



みんなで加入しよう！ 市民交通傷害保険

すでに加入している方も3月31日で期限切れとなりますので、更新の手続きが必要です。

受付日時 3月3日(火)～31日(火)、平日の午前9時～午後5時＝環境対策課

※3月14日(土)午前9時～正午＝環境対策課

※4月1日(水)からは環境対策課で随時受け付けます。

保険期間 4月1日から22年3月31日までの1年間

保険料 ●一般 1口＝480円、2口＝960円 ●市内小中学生 1口＝360円、2口＝840円

※加入は1人2口まで。現在中学3年生は、一般の保険料になります。おつりのないようお願いします。21年4月1日現在で次に該当する方が4月30日(木)までに加入手続きをした場合、保険料相当額1口分を市が負担します。①生活保護受給者または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進および永住帰国後の自立の支援給付を受けている方

②70歳以上の方 ③身体障害者手帳または療育手帳の交付を受けている方 ④ひとり親家庭の親と子(親と同居し、かつ扶養されている20歳未満の子ども) ⑤寡ふの方(現在、配偶者がなく、かつて配偶者のない親として20歳未満の子どもを扶養していた方)、①・③に該当する方は証明書を必ずご持参ください。(ご持参ない場合は、助成できません)

問合せ 環境対策課・内線3422



[1口につき支払われる保険金]

- ▶事故にあった日から180日以内にその傷害がもとで亡くなられたとき＝100万円
- ▶事故にあった日から180日以内にその傷害がもとで失明したり、片手または片足を失ったときなど＝100万円
- ▶けがをして医師の治療を受けたとき ▶治療期間6カ月以上＝12万円▶5カ月以上6カ月未満＝9万円▶4カ月以上5カ月未満＝7万円▶3カ月以上4カ月未満＝5万円▶2カ月以上3カ月未満＝3万円▶1カ月以上2カ月未満＝2万円▶1週間以上1カ月未満＝1万円▶1週間未満＝5千円

春の火災予防運動

3月1日(日)から7日(土)までの7日間、春の火災予防運動が「火のしまつ君がしなくて、誰がする」を統一標語に実施されます。

消防本部では、火災予防運動期間中、次のことを実施します。

◆防火対象物の立入検査

日時 3月2日(月)～6日(金) 午前10時～午後4時
対象物件 特定用途防火対象物(不特定多数の市民が利用する施設等)

検査内容 消防設備や防火管理等の状況を検査し、消防防災体制の充実を図る。

◆一般住宅の防火診断

日時 3月1日(日)～7日(土)、午前9時～午後4時

対象地域 桜町3・4丁目地区

内容 火気取り扱い診断・住宅用火災警報器の設置推進・防火指導等を行います。

問合せ 消防課予防係 ☎281・0119

市議会から

21年第1回鳩ヶ谷市議会臨時会が、2月13日(金)から17日(火)まで開かれました。

この議会では、市長提出2議案が審議され、可決されました。

◆可決された市長提出議案
▽20年度一般会計補正予算(第5号)

▽20年度里土地地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)



有料広告を募集します

▷募集枠および広告料

広告媒体	掲載期間	募集枠	広告料
① 広報はとがや	5月号から3ヶ月	4枠	月額1枠 1万円
② 市ホームページ	随時募集中 (詳しくはお問い合わせください)		
③ 全庁共通用封筒 (郵送用封筒)	5月～22年4月 (印刷予定枚数6万枚)	4枠	年額1枠 5万円

▷規格 ①広報はとがや＝縦45・6mm×横90mm(2色刷)、②市ホームページ＝縦60ピクセル×横150ピクセル、4Kバイト以内、GIF形式(アニメーション不可) ③「全庁共通用封筒(郵送用封筒)」縦45mm×横100mm

▷対象 次のいずれかに該当する広告は、掲載できません。

●市の公共性、中立性およびその品位を損なうおそれがあるもの ●風俗営業等に規制および業務の適正化に関する法律第2条に掲げる営業に該当するもの ●政治活動、宗教活動、意見広告および個人の宣伝に係るもの ●公の秩序または善良の風俗に反するおそれのあるもの ●その他広告として掲載することが妥当でないと市長が認めるもの

▷申込み 「有料広告掲載申込書」に必要事項を記入し、原稿を添えて、3月19日(木)までに提出してください。※審査のうえ、掲載の可否をお知らせします。

▷提出・問合せ ①②秘書広報課・内線2126、③庶務課・内線2212

※申込書・要綱・基準はホームページからダウンロードできます。次回「広報はとがや」および「市ホームページ」の広告募集については、5月号に掲載予定です。

